

(10) 非公共事業

みやぎの地域資源保全活用支援事業 <small>(基金名：中山間地域等農村活性化基金)</small>	事業主体 県	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
---	--------	-------------------------

趣 旨

中山間地域等においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地等の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することで地域の活性化を図る。

このため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援する。

事業の内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

1 対象地域

中山間地域（5法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域（同様の基金を造成している市町村）。

2 基金の造成

県は基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H5～9年造成済み）
 （基金管理主体：県）

3 基金運用益等による事業

(1) 調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査等の研究。

(2) 研修事業

(1)の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成。

(3) 推進事業

- ・都道府県委員会等の設置及び運営。
- ・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導等。
- ・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化等。
- ・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等。

中山間地域等直接支払交付金事業	事業主体 農業者の組織する 団体等	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
-----------------	-------------------------	--------------------------

趣 旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

対象要件

1 対象地域

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島振興法及び棚田地域振興法の5法指定地域
- (2) 知事特認地域
 - ① 棚田地域振興法を除く4法指定地域に接する農用地を有する地域
 - ② 農林統計上の中山間地域
 - ③ 農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域

2 対象農用地

農振農用地区域内であり、1ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

- (1) 急傾斜農地（田：1/20以上、畑：15度以上、草地・採草放牧地：15度以上）
- (2) 自然条件により小区画・不整形な水田（大多数が30a未満で平均20a以下）
- (3) 市町村長の判断により対象となる農地で、次の(1)(2)いずれかに該当するもの。
 - ① 急傾斜農地と連担した緩傾斜農地（田：1/20～1/100、畑・草地・採草放牧地：8～15度）
 - ② 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

高齢化率：40%（農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合）

耕作放棄率：田8%以上、畑15%以上（経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄地面積の割合）

3 対象行為

「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。

4 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。

5 事業主体：農業者団体等

6 事業実施期間：令和2年度～令和6年度（第5期対策）

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	中山間地域等直接支払交付金事業 (5法指定地域)	1/2	1/4	1/4	
	〃 (県特認地域)	1/3	1/3	1/3	

多面的機能支払交付金事業	事業主体 活動組織等	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
--------------	------------	-------------------------

趣 旨

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される。このような状況を鑑み、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。

このため、地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組を支援する。

事業の内容

1 農地維持支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う組織へ交付する。

2 資源向上支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付する。

※施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とする。

3 多面的機能支払推進交付金

[事業主体：推進組織、県、市町村]

上記1から2の適正かつ円滑な実施を図るため、推進組織、県及び市町村へ交付する。

採 択 基 準

○関係する実施要綱、要領

- ・多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知、以下「要綱」という)
- ・多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知、以下「要領」という)
- ・多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知)
- ・日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)
- ・日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日27生産2855号・平成28年4月1日27農振第2219号、農林水産省生産局長・農村振興局局長通知)

[基本的な交付金の限度額]

交付額 (10a当り)	区 分	地 目	交付単価	備 考
	農地維持支払交付金	田 畑 草 地	3, 000円 2, 000円 250円	
	資源向上支払交付金 (共同活動)	田 畑 草 地	2, 400円 1, 440円 240円	・ 5年間以上実施した場合は、左記の7.5割。 ・ 多面的機能の増進を図る活動を行わない場合は、左記の5/6。
	資源向上支払交付金 (施設の長寿命化)	田 畑 草 地	4, 400円 2, 000円 400円	・ 広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を行わない場合は、左記の5/6。

* 交付金の額は、事業計画を認定する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。

[加算措置]

加算措置の要件については、要綱・要領を確認すること。

項 目		地目	加算単価 (円/10a)
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可	田	400
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割(役員に女性が2名以上参画している場合は6割)以上が毎年度参加する場合	畑	240
		草地	40
水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400

* 5年間以上活動している地区、または長寿命化の活動に取り組む地区は加算単価の7.5割

項 目		交付額(定額)	
広域化への支援	広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上	4万円/年・組織
		200ha以上	8万円/年・組織
		1,000ha以上	16万円/年・組織

* 交付期間は最長5年間

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備考
県営	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金(共同活動) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化)	1/2	1/4	1/4		
	多面的機能支払推進交付金	100	—	—		

農地耕作条件改善事業	事業主体	農地中間管理機構 県 市町村 土地改良区等	農山漁村なりわい課 中山間振興班
			所管課班 農村整備課 ほ場整備班

趣 旨

農地中間管理事業の重点実施区域等において、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換及び営農定着に必要な取組をハードとソフトの両面から支援する。

事業の内容

1 事業種類について

次に掲げる事業種類から実施するもの。なお、事業実施期間については、最大5年まで（ハード事業は最大3年まで）。

(1) 定額助成（①～⑦：ハード事業、⑧～⑬：ソフト事業）

①区画拡大、②暗渠排水、③湧水処理、④末端畑地かんがい施設、⑤土層改良、⑥更新整備
⑦畑作転換工、⑧条件改善推進費、⑨高収益作物転換推進費、⑩新植・改植支援、
⑪幼木管理支援、⑫経営継続発展支援、⑬園芸作物モデル産地形成支援

※助成額は工種や施工方法により異なる。

※①から⑦までに掲げるものについては、事業主体は施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際は、施工状況等を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行う。

(2) 定率助成（①～⑫：ハード事業、⑬及び⑭～⑳：ソフト事業）

①農業用排水施設、②暗渠排水、③土層改良、④区画整理、⑤農作業道等、⑥農地造成、
⑦農用地の保全、⑧営農環境整備支援、⑨スマート農業導入支援、⑩小規模園地整備、
⑪粗放的農地利用整備、⑫管理省力化支援、⑬品質向上支援、⑭条件改善促進支援、
⑮高収益作物導入支援、⑯高付加価値農業施設支援、⑰機械作業体系導入支援、
⑱労働生産性向上技術導入支援、⑲指導、⑳農地整備・集約推進費、
㉑高収益作物導入促進費、㉒高収益作物導入推進費

※㉑から㉒までについては、重複して交付を受けることができない。

2 事業型について

次に掲げる型により事業を実施するもの。なお、事業型ごとに実施可能な事業種類が異なる。
※実施可能な事業種類については、密接な関連があり一体的に実施するものも含む。

(1) 地域内農地集積型

【定額助成】①から⑧まで 【定率助成】①から⑧まで、⑫から⑭まで、⑰及び⑱

(2) 高収益作物転換型

【定額助成】①から⑬まで 【定率助成】①から⑧まで、⑩及び⑫から⑳まで

(3) スマート農業導入推進型

【定額助成】①から⑥まで及び⑧ 【定率助成】①から⑨まで、⑫から⑭まで及び⑰

(4) 病害虫対策型

【定額助成】①から⑥まで及び⑧ 【定率助成】①から⑧まで、⑫から⑭まで及び⑰

(5) 水田貯留機能向上型

【定額助成】①から⑥まで及び⑧ 【定率助成】①から⑧まで、⑫から⑭まで及び⑰

(6) 土地利用調整型

【定額助成】①から⑥まで及び⑧ 【定率助成】①から⑧まで、⑪から⑭まで及び⑰

3 事業の実施区域について

(1) 2の(1)から(3)に掲げる事業の実施区域については、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域のうち、地域計画を策定した区域とする。

- (2) 2の(4)に掲げる事業の実施区域は、植物防疫法第31条の規定に基づく発生予察事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。
- (3) 2の(5)に掲げる事業の実施区域は、上記(1)又は(2)に定める区域のうち、次に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域とする。
- 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。
 - 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。
 - 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。
- (4) 2の(6)に掲げる事業の実施区域は、上記(1)又は(2)に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。
- (5) ソフト事業については原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。ただし、国費が投じられている別の事業(以下「関連事業」という)の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地までを事業の実施区域とすることができる。

採 択 要 件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は重点実施区域に指定される見込みのある区域(農地中間管理機構との連携を行うこと)。
- 1地区当たりの事業費(ハード事業)の合計が200万円以上となること。
- 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- 高収益作物転換型については、ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。
- スマート農業導入推進型については、別の国費が投入された基盤整備事業又は本事業のハード事業によりスマート農業に適した基盤が整備された又はされる予定の農地であること。

事 業 主 体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業者団体、農業法人等

負 担 割 合

負担割合	事業主体	区分		国	県	市町村	その他
県営	県	定額助成		定額	—	—	—
		定率助成		50(55)	27.5	10	12.5(7.5)
		※水田貯留機能向上型に限り		50(55)	32	18(13)	—
団体営	農地中間管理機構	定額助成		定額	—	—	—
		定率助成	ハード事業	50(55)	27.5	10	12.5(7.5)
			ソフト事業	50(55)	—	50(45)	
		※水田貯留機能向上型に限り		50(55)	32	18(13)	—
	その他	定額助成		定額	—	—	—
		定率助成	ハード事業	50(55)	14	36(31)	
			ソフト事業	50(55)	—	50(45)	
※水田貯留機能向上型に限り		50(55)	21	29(24)	—		

※()は、事業実施区域が中山間地域の場合に適用する。

<p>農業水路等長寿命化 ・防災減災事業</p>	<p>事業主体 県 市町村 土地改良区等</p>	<p>農山漁村なりわい課 中山間振興班 農村整備課 水利施設保全班 農村防災対策室 ため池対策班</p>
------------------------------	--------------------------------------	--

事業の趣旨・内容

農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や、維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故防止などのリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。

区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1 長寿命化対策	(1) 長寿命化対策	長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備	ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査
2 防災減災対策	(1) 自然災害等対策	自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備	カ ため池整備 キ 湛水防除 ク 地盤沈下対策 ケ 農業用排水施設整備 コ 土砂崩壊防止 サ 特定農業用管水路等特別対策 シ 農業用河川工作物応急対策 ス 水質保全対策 セ 利活用保全 ソ 機能保全計画策定等 タ 実施計画策定 チ 耐震性点検・調査
	(2) 危機管理対策	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備	ツ 危機管理システム等整備
	(3) ため池防災環境整備	ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備	テ 緊急的な防災対策 ト 地域防災上のリスク除去 ナ ハード整備の着手促進
3 ため池の保全・避難対策	(1) ため池保全・避難対策	緊急時の迅速な避難行動や適切な保管理に つなげる対策	ニ ハザードマップ作成 ヌ 監視・管理体制の強化 ネ 減災対策の実施
4 施設情報整備・共有化対策	(1) 施設情報整備・共有化対策	地理情報システムの情報整備	ノ 農業水利施設情報等の地理情報システム化

実施要件

- 1 長寿命化・防災減災計画を策定していること。
- 2 上記表の交付対象事業の欄のア及びカからセ、ツからトに掲げる事業を実施する場合は以下の要件を全て満たすこと。
 - (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
 - (2) 交付対象事業1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く）
 - (3) 交付対象事業1地区当たりの事業工期が原則3か年以内であること。（ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内とする。）
- 3 上記表の工事対象事業の欄のイからオ及びソからチ、ナからネに掲げる事業を実施する場合は、交付対象事業の1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	長寿命化対策					
	水利施設整備	50 [55]	27.5	10	12.5 [7.5]	県営 ※1
		50 [55]	14	21	15 [10]	市町村営
		50 [55]	14	13	23 [18]	土地改良区営
	上記以外	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円
県 営	自然災害等対策					
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円。ただし、ため池の耐震性点検・調査については上限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものにあつては、令和12年度までは定額
団体営	自然災害等対策					
	ため池整備 (ため池整備工事)	50 [55]	18	25	7 [2]	
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円。ただし、ため池の耐震性点検・調査については上限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものにあつては、令和12年度までは定額

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営 団体営	ため池防災環境整備					
	緊急的な防災対策	50 [55]	未定	未定	未定	令和12年度までは定額
	地域防災上のリスク除去	定額	—			1箇所当たりの助成額の上限は※2のとおり
	ハード整備の着手促進	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は500万円
県 営 団体営	ため池保全・避難対策					
	ハザードマップ作成	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額
	監視・管理体制の強化	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額 1地区当たりの国費助成上限は500万円※3
	減災対策の実施	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額 1地区当たりの国費助成上限は500万円
県 営 団体営	施設情報整備・共有化対策					
	農業水利施設情報等の地理情報システム化	50	未定	未定	未定	

[] は中山間地域等（離島、特別豪雪地帯、振興農村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地域）の場合

※1 頭首工、排水機場などで受益面積が広域のものを対象

※2 1箇所当たりの助成額の上限は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合		
		下流水路の整備延長		
		20m以上500m未満	500m以上	
5m未満	1,000万円	3,000万円	6,000万円	8,000万円
5m以上10m未満	2,000万円	4,000万円	7,000万円	9,000万円
10m以上	3,000万円	6,000万円	9,000万円	11,000万円

※3 地域(市町村単位)又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールや、ため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動の場合、助成上限は1,000万円とする。